

名古屋港管理組合公報

平成17年7月1日

(金曜日)

第354号

目次

規 則

○名古屋港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則……………1

告 示

○施設運営事業会計及び埋立事業会計の業務の状況の公表……………2

監 査 公 表

○措置通知の公表……………9

辞 令

○山田孝嗣……………10

議 会 事 項

○6月定例会名古屋港管理組合議会の結果……………10

審 議 会 事 項

○名古屋港審議会委員の任免……………11

雑 報

○名古屋港管理組合副管理者の任期満了……………11

正 誤

○公報第352号……………11

規 則

名古屋港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十七年七月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第十二号

名古屋港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋港ポートビル条例施行規則（昭和五十九年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「海洋博物館」の下に、「展望室」を加え、「展望室」を削り、同表駐車場の項を次のように改める。

駐車場	三十分につき一回一台を利用単位とする駐車場及び一月一台を利用単位とする駐車場	無休
	一日につき一回一台を利用単位とする駐車場	毎月第三月曜日（法に規定する休日に当たるときは、その翌日）及び十一月二十九日から翌年の一月一日まで

第十二条第一項中「受けようとする者は」の下に、「第三項及び第四項に規定する場合を除き」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項中「管理受託者は、」の下に「前項により」を加え、同条に次の二項を加える。

3 三十分につき一回一台を利用単位とする駐車場（第十五条において「時間制駐車場」という。）を利用しようとする者は、入庫時に交付される駐車整理券（様式第九号）の受取をもって、利用の許可を受けたものとみなす。

4 一日につき一回一台を利用単位とする駐車場を利用しようとする者は、入庫の際使用料の納付と引換えに交付される領収書の受取をもって、利用の許可を受けたものとみなす。

第十五条中「受けた者」の下に「（第十二条第三項及び第四項の規定により利用の許可を受けたものとみなす場合を除く。）」を加え、同条に次の三項を加える。

2 時間制駐車場の利用者は、出庫の際駐車整理券を提出し、駐車時間に応じた使用料を納付しなければならない。この場合において、使用料の納付に代えて、回数駐車券（様式第十号）を利用することができる。

3 前項の回数駐車券に係る使用料は、その発行と同時に納付しなければならない。

4 一日につき一回一台を利用単位とする駐車場を利用しようとする者は、入庫の際使用料を納付しなければならない。別表第一展望室の項中「午後六時三十分まで」を「午後五時まで」に、「午後六時まで」を「午後四時三十分まで」に改める。

別表第二施設の区分の項の次に次のように加える。

三十分につき一回一台を利用単位とする駐車場	午前零時から午後十二時まで	入庫については午前八時から午後九時まで 出庫については午前零時から午後十二時まで
-----------------------	---------------	---

別表第五二月一台を利用単位とする駐車場の表を別表第五三二月一台を利用単位とする駐車場の表とし、別表第五一日につき一回一台を利用単位とする駐車場の表を別表第五二一日につき一回一台を利用単位とする駐車場の表とし、同表の前に次の二表を加える。

一 三十分につき一回一台を利用単位とする駐車場

車両の種類	使用料の額
普通自動車	一 通常の場合 三十分までごとに一〇〇円。ただし、二十四時間までごとに一、〇〇〇円を上限とする。 二 回数駐車券による利用の場合 イ 三十分回数駐車券（十一枚つづり）一、〇〇〇円 ロ 一時間回数駐車券（十一枚つづり）二、〇〇〇円

様式第九号（その一）を次のように改める。

様式第9号 (第12条関係)



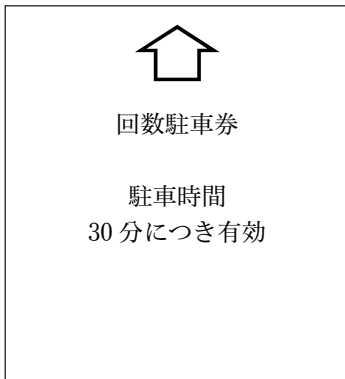
備考 用紙の大きさ、図柄その他必要な事項は、別に管理者が定める。

様式第九号(のり11)を認る。

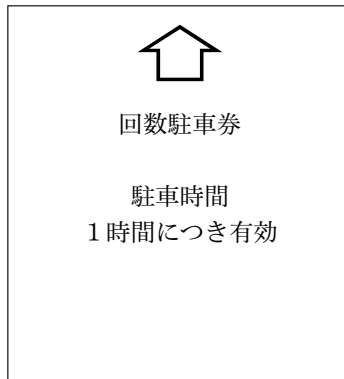
様式第十号を次のように定める。

様式第10号 (第15条関係)

30分回数駐車券



1時間回数駐車券



備考 用紙の大きさ、図柄その他必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

この規則は、平成十七年七月二十日から施行する。ただし、
第一一条の表の改正規定(駐車場の項を改める部分を除く。)及び
別表第一の改正規定は、平成十七年十月一日から施行する。

告 示

名古屋港管理組合告示第24号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2及び名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例(昭和41年名古屋港管理組合条例第12号)第7条の規定に基づき、施設運営事業及び埋立事業の平成16年10月1日から平成17年3月31日までの期間における業務の状況を次のとおり公表する。

平成17年7月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合施設運営事業会計の業務の状況

1 事業の概況

(1) 経営業務

この期間中における各事業の収益額及び提供施設量は、次のとおりである。

区 分	収 益 額	提 供 施 設 量	
	円		
上 屋 運 営 事 業	663,885,819	一般使用	23 棟 (91,093㎡)
		専用使用	20 棟 (40,677㎡)
貯 木 場 運 営 事 業	145,348,154	一般使用	1 場所 (455,450㎡)
		専用使用	7 場所 (984,700㎡)
荷 役 機 械 運 営 事 業	846,275,790		13 基
ひ き 船 運 営 事 業	539,626,648		6 隻

(注) 提供施設量は、平成17年3月31日現在の数量であり、面積は、有効面積である。

(2) 建設改良事業

ア 貯木場整備事業

西部第2貯木場東側不法投棄対策整備工事を施工した。

イ 荷役機械整備事業

飛島ふ頭南3号起重機電気設備改修工事を施工した。

ウ ひき船整備事業

金城ふ頭ひき船基地電気設備改修工事を施工した。

2 経理の状況

(1) 平成16年度予算に対する執行済額

区 分	予 算 額	執 行 済 額	備 考
	円	円	
(収益的収入及び支出)			
施設運営事業収益	4,041,000,000	4,336,941,084	
施設運営事業費用	4,031,000,000	3,889,290,846	
(資本的収入及び支出)			
資 本 的 収 入	325,030,000	325,000,000	資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,309,821,782円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,242,051円並びに過年度分損益勘定留保資金1,301,579,731円で補てんした。
資 本 的 支 出	1,669,400,000	1,634,821,782	

(2) 施設運営事業会計合計残高試算表

平成17年3月31日現在

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計	当 期		当 期	合 計	残 高
円	円	円		円	円	円
19,395,531,169	35,840,433,392	335,235,907	固 定 資 産	1,515,800,915	16,444,902,223	
17,319,655,578	33,434,474,055	335,235,907	有形固定資産	1,185,717,169	16,114,818,477	
215,875,591	220,959,337		無形固定資産	5,083,746	5,083,746	
1,860,000,000	2,185,000,000		投 資	325,000,000	325,000,000	
1,815,082,780	12,348,670,147	5,249,812,098	流 動 資 産	5,010,212,477	10,533,587,367	
1,277,493,774	6,153,546,851	2,493,846,261	現金・預金	2,344,111,003	4,876,053,077	
489,320,579	5,572,999,656	2,598,900,224	未 収 金	2,493,846,261	5,083,679,077	
15,118,427	15,118,427		貯 蔵 品			
	400,000,000		短期貸付金		400,000,000	
33,150,000	207,005,213	157,065,613	その他流動資産	172,255,213	173,855,213	
	5,094,502,337	2,542,012,743	流 動 負 債	2,842,025,730	5,432,340,023	337,837,686
	4,876,053,077	2,344,111,003	未 払 金	2,643,023,220	5,177,407,453	301,354,376
	218,449,260	197,901,740	その他流動負債	199,002,510	254,932,570	36,483,310
	1,461,738,708	749,205,096	資 本 金		16,197,526,332	14,735,787,624
			自己資本金		6,613,983,515	6,613,983,515
	1,461,738,708	749,205,096	借入資本金		9,583,542,817	8,121,804,109
	104,584,743		剰 余 金		5,802,165,249	5,697,580,506
			資本剰余金		5,802,165,249	5,802,165,249
104,584,743	104,584,743		欠 損 金			
	156,265,963	156,265,963	施設運営事業収益	2,254,437,722	4,337,127,380	4,180,861,417
	156,263,286	156,263,286	営 業 収 益	2,250,575,838	4,333,156,883	4,176,893,597
	2,677	2,677	営 業 外 収 益	3,861,884	3,970,497	3,967,820
3,741,453,284	3,827,349,102	2,675,840,855	施設運営事業費用	85,895,818	85,895,818	
3,395,651,116	3,481,546,934	2,510,946,540	営 業 費 用	85,895,818	85,895,818	
345,802,168	345,802,168	164,894,315	営 業 外 費 用			
24,952,067,233	58,833,544,392	11,708,372,662	合 計	11,708,372,662	58,833,544,392	24,952,067,233

3 平成17年度予算の概要

(1) 経營業務

各事業の収益予定額及び提供施設量は、次のとおりである。

区 分	収 益 額	提 供 施 設 量	
上 屋 運 営 事 業	1,192,971,000	一般使用	23 棟 (91,093m ²)
		専用使用	20 棟 (40,677m ²)
貯 木 場 運 営 事 業	388,889,000	一般使用	1 か所 (455,450m ²)
		専用使用	7 か所 (995,430m ²)
荷 役 機 械 運 営 事 業	1,495,142,000		13 基
ひ き 船 運 営 事 業	900,220,000		5 隻

(注) 面積は、有効面積である。

(2) 建設改良事業

ア 上屋整備事業

稲永ふ頭南1号上屋屋根の改修を行うものである。

イ 荷役機械整備事業

飛島ふ頭南1・2・3号起重機用監視装置の改修を行うものである。

(3) 平成17年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総 則)

第1条 平成17年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 43 棟	一般使用許可面積	91,093 <small>平方メートル</small>
		専用使用許可面積	40,677 <small>平方メートル</small>
	貯 木 場 8 か所	一般使用許可面積	455,450 <small>平方メートル</small>
		専用使用許可面積	995,430 <small>平方メートル</small>
	荷 役 機 械 13 基	使 用 時 間	15,466 <small>時間</small>
	ひ き 船 5 隻	使 用 時 間	7,284 <small>時間</small>
	施設の維持補修及び施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び上屋等整備工事	357,000 <small>千円</small>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	施設運営事業	収益	4,080,000千円
第1項	営 業	収 益	4,076,995千円
第2項	営 業 外	収 益	2,985千円
第3項	特 別	利 益	20千円
		支 出	
第1款	施設運営事業	費用	3,867,000千円
第1項	営 業	費 用	3,510,172千円
第2項	営 業 外	費 用	346,808千円
第3項	特 別	損 失	20千円
第4項	予 備	費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,091,270千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,000千円並びに過年度分損益勘定留保資金1,084,270千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資 本 的 収 入		475,030 千円
第1項	固 定 資 産 売 却 代 金		10 千円
第2項	寄 附 金		10 千円
第3項	貸 付 金 返 還 金		475,000 千円
第4項	そ の 他 資 本 的 収 入		10 千円
		支 出	
第1款	資 本 的 支 出		1,566,300 千円
第1項	建 設 改 良 費		153,000 千円
第2項	固 定 資 産 購 入 費		1,059 千円
第3項	企 業 債 償 還 金		1,412,241 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 567,550 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

名古屋港管理組合理立事業会計の業務の状況

1 事業の概況

(1) 経營業務

この期間中の収入は、受取利息、埋立地貸付料等による 135,524,876 円である。

これに対する支出は、一般管理費、維持補修費、一般会計負担金等の 198,210,449 円である。

(2) 造成事業

ア 南部地区事業

この期間における事業の概要は、天白埋立地内において道路の整備を行った。

イ 西部地区事業

この期間における事業の概要は、西部第7貯木場跡地において道路の整備、西部第1貯木場跡地において護岸の整備及び西部第2貯木場において埋立整備を行った。

ウ 南5区事業

この期間における事業の概要は、道路照明の取替等を行った。

2 経理の状況

(1) 平成16年度予算に対する執行済額

区 分	予 算 額	執 行 済 額	備 考
	円	円	
(収益的収入及び支出)			
埋立事業収益	212,010,000	222,110,159	
埋立事業費用	416,990,000	377,965,081	
(資本的収入及び支出)			
資本的収入	3,793,000,000	3,864,361,845	
資本的支出	3,216,000,000	2,884,675,413	

(2) 埋立事業会計合計残高試算表

平成17年3月31日現在

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計	当 期		当 期	合 計	残 高
円	円	円		円	円	円
1,987,210,370	2,117,819,615	812,083,979	固 定 資 産	125,464,686	130,609,245	
87,210,370	217,819,615	212,083,979	有形固定資産	125,464,686	130,609,245	
1,900,000,000	1,900,000,000	600,000,000	投 資			
72,228,346,579	107,255,557,407	812,551,124	土 地 造 成	494,697,900	35,027,210,828	
786,679,778	786,679,778		完成土地			
71,441,666,801	106,468,877,629	812,551,124	未成土地	494,697,900	35,027,210,828	
5,899,540,488	24,804,313,534	13,055,831,066	流 動 資 産	11,521,901,668	18,904,773,046	
5,620,049,151	12,566,871,535	5,514,679,150	現金・預金	3,891,576,305	6,946,822,384	
268,111,937	8,510,392,386	5,557,699,603	未 収 金	5,514,679,150	8,242,280,449	
24,000	72,000		貯 蔵 品	24,000	48,000	
	3,500,000,000	1,900,000,000	短期貸付金	1,900,000,000	3,500,000,000	
11,355,400	200,047,081	60,605,081	前 払 金	188,691,681	188,691,681	
	26,930,532	22,847,232	その他流動資産	26,930,532	26,930,532	
			固 定 負 債	2,577,201,322	37,860,368,673	37,860,368,673
			前 受 金	2,575,283,322	37,839,741,673	37,839,741,673
			その他固定負債	1,918,000	20,627,000	20,627,000
	7,000,368,044	3,930,875,204	流 動 負 債	3,974,041,370	7,168,300,149	167,932,105
	6,946,822,384	3,891,576,305	未 払 金	3,933,872,970	7,042,975,579	96,153,195
	53,545,660	39,298,899	その他流動負債	40,168,400	125,324,570	71,778,910
	1,138,568,000	619,280,000	資 本 金	600,000,000	42,316,037,190	41,177,469,190
			自己資本金		31,933,437,190	31,933,437,190
	1,138,568,000	619,280,000	借入資本金	600,000,000	10,382,600,000	9,244,032,000
	382,126,424		剰 余 金		1,428,374,165	1,046,247,741
			資本剰余金		3,108,894	3,108,894
	191,063,212		利益剰余金		1,234,202,059	1,043,138,847
	191,063,212		欠 損 金		191,063,212	
	2,692,688	2,692,688	埋立事業収益	138,217,564	222,110,227	219,417,539
	2,692,688	2,692,688	営業外収益	138,217,564	222,110,227	219,417,539
356,337,811	373,155,981	215,028,619	埋立事業費用	16,818,170	16,818,170	
345,999,611	362,817,781	215,028,619	営 業 費 用	16,818,170	16,818,170	
10,338,200	10,338,200		営 業 外 費 用			
80,471,435,248	143,074,601,693	19,448,342,680	合 計	19,448,342,680	143,074,601,693	80,471,435,248

3 平成17年度予算の概要

(1) 経營業務

埋立事業収益は、受取利息、埋立地貸付料、その他特別利益等で472,000千円を予定している。

埋立事業費用は、一般管理に要する費用である一般管理費、清算地区施設の維持補修に要する費用である維持補修費、共通経費等一般会計への負担金である一般会計負担金等で446,000千円を予定している。

(2) 造成事業

南部地区においては、南部地区維持管理等を予定している。

西部地区においては、前年度に引き続き西部第7貯木場跡地の道路整備、西部第1貯木場跡地の地盤改良等、西部第2貯木場の埋立整備等を予定している。

南5区については、南5区維持管理等を予定している。

(3) 平成17年度名古屋港管理組合理立事業会計予算

(総則)

第1条 平成17年度名古屋港管理組合理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

埋立土量	500,000立方メートル
護岸整備	300メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入		
第1款	埋立事業収益			472,000千円
第1項	営業外収益			221,173千円
第2項	特別利益			250,827千円
		支 出		
第1款	埋立事業費用			446,000千円
第1項	営業費用			339,660千円
第2項	営業外費用			27,655千円
第3項	特別損失			68,685千円
第4項	予備費			10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入		
第1款	資本的収入			3,236,000千円
第1項	企業債			400,000千円
第2項	埋立事業収入			2,417,897千円
第3項	雑収入			399,016千円
第4項	固定資産売却代金			19,087千円
		支 出		
第1款	資本的支出			2,828,000千円
第1項	南部地区埋立事業費			28,500千円
第2項	西部地区埋立事業費			487,000千円
第3項	南5区埋立事業費			64,300千円
第4項	総係費			223,340千円
第5項	企業債費			1,258,243千円
第6項	他会計貸付金			750,000千円
第7項	雑支出			6,617千円
第8項	予備費			10,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 埋立整備事業

限度額 400,000千円

起債の方法 普通貸借又は債券発行

利率 8.5%以内

償還の方法 政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて25年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 402,729千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,500千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産	種類	名称	数量	処分の態様
	土地	南部地区内	25,012平方メートル	譲渡
	土地	西部地区内	12,500平方メートル	譲渡

監 査 公 表

監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき管理者から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表する。

平成17年7月1日

名古屋港管理組合監査委員 波形 昌洋
同 深谷 憲彦
同 加藤 雄也

平成17年監査公表第1号分

指 摘 事 項	措 置
<p>支出事務 超過勤務手当において、過支給となっているものがあつた。 該当箇所 港営部</p>	<p>是正措置 過支給については、平成17年3月18日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による確認を徹底する。</p>
<p>特殊勤務手当において、未支給となっているものがあつた。 該当箇所 建設部</p>	<p>是正措置 未支給については、平成17年3月16日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、各職種の業務内容を確認し、特殊勤務手当の支給に遺漏のないよう努めることとする。</p>
<p>在勤地出張に係る旅費において、支給不足及び過支給となっているものがあつた。 該当箇所 港営部、建設部</p>	<p>是正措置 港営部 支給不足については、平成17年1月25日に追給の措置を講じた。 今後の防止改善策として、関係規程等の周知を図り、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>建設部 過支給については、平成17年2月18日に戻入の措置を講じた。 今後の防止改善策として、支給すべき交通費をその都度確認し、適正額を支給することとする。</p>
<p>これらのことについては、今後このようなことがないように確認方法の見直し等是正措置を講じられたい。</p>	

辞 令

新	旧	氏 名
名古屋港管理組合副管理者		山 田 孝 嗣 (6月19日)

議 会 事 項

6月10日招集された定例名古屋港管理組合議会は、会期を1日と決定し、同日議事終了閉会した。

付議事件等及びその結果は、下記のとおりである。

記

- 1 議長選挙
加 藤 徹 議員当選
- 2 副議長選挙
青 山 秋 男 議員当選
- 3 常任委員会委員の選任
企画総務委員会

港営建設委員会

中 川 貴 元
神 野 博 史
三 輪 芳 裕
鈴 木 孝 昌
高 木 ひろし
うえぞの ふさえ
服 部 鉦 臣
かとう 南
田 中 里 佳
河 村 滉
黒 川 節 男
西 尾 たか子
わしの 恵 子
諸 隈 修 身
加 藤 徹
大 竹 正 人
渡 辺 まさし
加 藤 一 登
伊 藤 忠 彦
奥 村 悠 二
ば ば のりこ
田 島 こうしん
米 田 展 之
山 口 清 明
岡 地 邦 夫
波 形 昌 洋
浅 井 日出雄
立 松 誠 信
郡 司 照 三
青 山 秋 男

なお、委員長及び副委員長は、各委員会において互選の結果、次のとおり決定された。

企画総務委員会	委 員 長	うえぞの	ふさえ
	副委員長	鈴 木	孝 昌
港営建設委員会	委 員 長	奥 村	悠 二
	副委員長	田 島	こうしん

- 4 名古屋港水族館特別委員会設置について 可 決
閉会中継続調査

- 5 同特別委員会委員の選任

中 川 貴 元
大 竹 正 人
神 野 博 史
渡 辺 まさし

加藤 一 登
 三輪 芳 裕
 伊藤 忠 彦
 鈴木 孝 昌
 奥村 悠 二
 高木 ひろし
 うえぞの ふさえ
 しば のりこ
 服部 鉦 臣
 田島 こうしん
 かとう 南
 田中 里 佳
 米田 展 之
 山口 清 明
 岡地 邦 夫
 河村 滉
 黒川 節 男
 波形 昌 洋
 西尾 たか子
 わしの 恵 子
 浅井 日出雄
 立松 誠 信
 諸隈 修 身
 郡司 照 三
 青山 秋 男
 加藤 徹

なお、委員長及び副委員長は、特別委員会において互選の結果、次のとおり決定された。

委員長 加藤 徹
 副委員長 青山 秋 男

- 6 副管理者選任の同意について 同 意
- 7 監査委員選任の同意について（組合議会議員）同 意
- 8 監査委員選任の同意について（愛知県監査委員）
同 意
- 9 名古屋港ポートビル条例の一部改正について 原案可決
- 10 各常任委員会における閉会中の継続調査について
可 決
- 11 議員派遣について 可 決

審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

立松 誠 信 （6月13日）
 久野 浩 平 （ 同 ）

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

加藤 徹 （6月17日）
 青山 秋 男 （ 同 ）

雑 報

名古屋港管理組合副管理者染谷昭夫は、平成17年6月18日任期満了した。

正 誤

平成17年6月1日公報第352号3ページ告示第21号財産の状況表中、物品「429件」は「424件」の誤り。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合